

立命館大学障害学生支援方針

I. はじめに

立命館憲章の本旨を踏まえ、立命館大学では、全ての学生が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支えあいながら、ともに学ぶ「障害学生を含むインクルーシブ¹な大学づくり」の実現を目指し、障害学生支援を行っています。

「立命館大学障害学生支援方針」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）および、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（案）」（以下対応指針といいます。）に基づき策定しました。この方針に従い、障害学生の所属する学部・研究科の学びの特徴と障害学生のニーズに基づいて、個別、合理的配慮の内容（以下「支援内容」といいます。）について検討していきます。

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。

「障害学生」とは、障害者基本法第2条第1号に定める障害者「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」の定義を適用します。

II. 基本的な考え方

立命館大学では、次の3つの基本的な考え方のもと「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」に向けて取り組んでいます。

- 障害学生の教育を受ける機会の平等を実現すべく支援を行う。
- 障害学生支援をとおしてすべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行う。
- 障害学生支援に関わるFD・SD²を通して大学全体の教育力の向上を目指す。

III. 立命館大学障害学生支援方針

立命館大学では、障害学生が、立命館大学での学びの経験を通じて「自ら学び・自ら行動する」人材に成長し、社会につながるプロセスを支援します。そのために、障害学生の主体性を尊重しつつ、障害学生本人と大学が協同して、個別のニーズに応じた支援のあり方を検討・形成・調整し、全学の関係者が連携・協力して支援に取り組めます。

¹ 「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合えること」を意味する。

² FD（Faculty Development）大学教員の授業の質の改善と向上を目指した大学全体の組織的な取り組み。SD（Staff Development）大学職員の管理運営、学生支援の改善と向上を目指した大学全体の組織的な取り組み。

1. 支援目標

立命館大学では、支援を通じて、障害学生が次の3つの力を養成することを目標としています。

■ 気づく力

立命館大学は、障害学生自身が自分のできること、得意なこと、また、工夫や支援があればできることについての気づく力を伸ばせるように支援します。

■ 自分の言葉で相談（発信）する力

立命館大学は、障害学生自身が自分の目標や希望、課題やニーズを言語化することによって、自分に合った資源（リソース）や支援とつながり、主体的に相談（発信）する力を伸ばせるように支援します。

■ 主体的に支援を活用する力

立命館大学は、障害学生自身が主体となって課題解決や目標達成に向けて、自らの支援計画を創造（デザイン）し、学内外の多様な支援やリソースを活用する力を伸ばせるように支援します。

2. 支援対象および支援範囲

支援対象は、次の①から③すべての条件を満たす方とします。

- ① 立命館大学に在籍する障害学生
- ② 修学に著しい制限が生じている障害学生
- ③ 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が本大学に認められた障害学生（病気や怪我等により、一時的に障害を負った学生も含む）。

支援範囲は、修学に関する事項を中心に、障害学生の個別ニーズに基づいて検討します。

なお、立命館大学に入学を希望する障害のある受験生には、入学試験に係わる範囲において、障害のある受験生の個別ニーズに基づき、支援内容を検討します。

3. 支援内容の合意形成について

障害学生からの支援を必要とする意思の表明があった場合について、障害学生の主体性を尊重し、障害学生の所属する学部・研究科の学びの特徴と障害学生のニーズに基づいて、個別、支援内容を検討します。

① 立命館大学が行うこと

- ・ 立命館大学に在籍する障害学生および立命館大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、立命館大学における修学に関する情報提供と相談に応じます。
- ・ 障害学生の個別特性に基づくニーズを検証します。
- ・ 立命館大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、支援内容を検討します。
- ・ 支援内容は、障害学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断します。
- ・ 障害学生を支援する専門部署が専門的なアセスメントおよび支援ノウハウの提供を行い、障害学生が所属する学部・研究科、授業担当教員、その他関係部署およびサポー

トスタッフ等、全学の関係者が連携し、協力体制を築きます。

② 障害学生が努めること

- ・ 所属する学部・研究科の人材育成目的および教育目標と、自身の障害特性を理解し、立命館大学で主体的に支援を活用し学ぶことに努めます。
- ・ 障害特性およびニーズの根拠を示す情報や資料を提供します。
- ・ 合理的配慮の内容については大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解します。

4. 支援体制

全学的に組織された委員会において、障害学生のニーズおよび立命館大学における学びの特徴に鑑みた支援内容や関連課題を検討します。この委員会を中心として、全学における障害学生支援の推進に取り組みます。

また障害学生を支援する専門部署(障害学生支援室等)が専門的なアセスメントおよび支援ノウハウの提供に応じます。

実際の支援については、障害学生が所属する学部・研究科、授業担当教員、その他関係部署およびサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し、協力体制を築きます。

5. 相談窓口

障害学生を支援する専門部署(障害学生支援室等)および障害学生の所属する学部・研究科が対応します。

6. 啓発・情報発信について

立命館大学は、立命館大学に在籍する障害学生および立命館大学への入学を希望する受験生のうち障害のある方に対して、支援方針や相談体制等十分な情報提供に努めます。

また、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」に向けて、全構成員に対し、必要な研修・啓発に努めます。

7. 制定・改廃

立命館大学障害学生支援方針の制定・改廃は、全学的に組織された委員会において決定します。

以上